

# 地域を応援するマンスリー・レター

## 平成26年3月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部  
 北海道開発局開発監理部  
 北海道運輸局企画観光部  
 北海道労働局職業安定部  
 北海道経済部  
 編集事務局：北海道経済部経営支援局  
 中小企業課中小企業企画G  
 TEL：011-204-5330  
 平成26年2月20日号（第60号）  
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

### マンスリー・レター掲載ラインナップ

所属名	3月号の内容	
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「好循環実現のための経済対策」のご紹介 ～経済産業省関連：使える！支援メニュー情報～</li> <li>●「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業等公募説明会」開催のご案内 【新規】</li> <li>●2013年度冬季の節電へのご協力をお願い</li> <li>●「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について</li> <li>●「消費税転嫁対策室」を設置しました～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします～</li> </ul>	
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外おみやげ便のご案内～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～</li> <li>●HOP1サービス利用者募集のご案内～軽量・小サイズ品の輸送料金が安くなりました～</li> <li>●香港・シンガポール向けサンプル輸送事業出品者募集について</li> </ul>	
北海道労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働移動支援助成金の拡充案について 【新規】</li> <li>●被災者雇用開発助成金のご案内</li> <li>●北海道の最低賃金について</li> </ul>	
(公財)北海道中小企業総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について</li> </ul>	
北海道経済部	食関連産業室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「マーケティングアドバイザー」について</li> <li>●食クラスター活動について</li> <li>●「食の磨き上げ職人」について</li> <li>●「あじ研北海道」について</li> </ul>
	国際経済室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外事務所の活用について</li> <li>●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について</li> </ul>
	観光局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について</li> </ul>
	雇用労政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について</li> <li>●「地域雇用開発奨励金」に係る戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例について</li> <li>●「両立支援促進・就業環境改善アドバイザー」の派遣について</li> <li>●労働相談のご案内</li> </ul>
	人材育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「自動車関連産業人材育成事業」について</li> <li>●企業が必要とする人材を探しませんか(U・Iターンサポートデスク)【新規】</li> <li>●道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の訓練生(平成26年4月入校)追加募集について</li> <li>●能力開発セミナー(3月開催予定分)のご案内</li> </ul>
中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「休日中小企業経営・金融相談」のご案内 【新規】</li> <li>●中小企業緊急経営相談窓口のご案内</li> <li>●経済環境の変化に対応する資金のご案内</li> <li>●経営力強化貸付のご案内</li> <li>●成長分野向け融資制度のご案内</li> <li>●勤労者福祉資金のご案内</li> </ul>	

# 「好循環実現のための経済対策」のご紹介

## ～経済産業省関連：使える！支援メニュー情報～

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、当局が関連する施策を北海道内の皆様により活用いただきたく、当局ウェブサイトにて紹介ページを作成しました。

業種を問わず、地方自治体のご担当者や企業経営者の方々に幅広く知っていただきたい具体的な施策を目的別にご紹介した資料や、日々更新される最新の公募情報へのリンクといった情報を掲載しております。

ご関心のある施策がございましたら、より詳細な要件や手続きについて、担当課にお問い合わせください。

### ◆掲載資料イメージ：

**1. 研究開発・試作品開発・設備投資をしたい**

**(1) 先端設備等を導入すると税制の優遇があります。** ※事業者です！  
【即時償却 又は 税額控除：5%（建物・構築物は3%）（法人税額の20%を限度）】

- 概要：「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入すると、即時償却又は税額控除が受けられます。
- 対象設備：機械装置、器具備品、建物、ソフトウェアなど

生産性向上設備投資促進税制  
お問い合わせ先：北海道経済産業局地域経済課長 高橋(011-709-1782)

**(2) 中小企業・小規模事業者の設備投資をもっと応援します。**  
特別償却：30%→即時償却化  
税額控除：7%→10%（個人事業主、資本金3千万円以下法人）、7%（資本金3千万円超法人でも利用可能に）

- 概要：中小企業・小規模事業者は生産性の向上に資する設備を導入すると、即時償却又は最大10%の税額控除の措置が受けられます。
- 対象設備：機械装置、サーバー、試験又は測定機器、ソフトウェア等

中小企業投資促進税制の拡充・延長  
お問い合わせ先：北海道経済産業局地域経済課長 高橋(011-709-1782)

**(参考) リース手法を活用した先端設備の導入を支援します。**

- 概要：リース手法の活用により、高額な初期費用を要し初期稼働が見通し難い先端設備等の導入を推進。
- 対象設備：介護ロボット、3Dプリンター、先端露光装置など

リース手法を活用した先端設備等導入保証制度推進費

**6. 資金繰りの支援を受けたい**

**(1) 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が、原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率上げに万全を期すため、引き続きセーフティネット貸付を推進するとともに、民間金融機関から融資を断られた事業者向けの新たな融資制度を始めます。**  
※ 経営支援型の金融環境変化対応資金：日本公庫等の定期的な経営指導を受ける場合や、雇用の維持拡大を行う場合に金利を最大0.5%引き下げます。

**(2) 信用保証協会が、複数の債務を一本にまとめ、月々の返済負担を軽減する借換保証※を推進します。**  
※ 借換保証と合わせて、産業競争力強化法により創設される経営改善サポート保証の活用が可能です。経営改善サポート保証とは、中小企業再生支援協議会による支援を受けて作成した計画等に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証とは別枠で普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円が利用可能となる制度です。

**(3) 日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。**  
※ 耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、日本政策金融公庫において当初2年間、適用利率を0.5%引き下げるなどの措置を講じます。

中小企業・再生支援協議会の機能強化  
お問い合わせ先：北海道経済産業局中小企業課長 佐藤(011-709-3140)

※本件の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokss/keizai201312/index.htm>

# 「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業等 公募説明会」開催のご案内 (北海道経済産業局)【新規】

北海道経済産業局では、産業支援機関等と連携し、道内各地域で標記補助金をはじめ中小企業等が活用可能な技術開発制度に関する説明会を開催します。

新たな設備投資や試作開発等をご検討中の方は是非ご参加ください。

### ◆開催日時・会場：

- 旭川地域：2月21日(金) 14:00～：旭川リサーチセンター 1階 スタジオ
- 北見地域：2月21日(金) 14:00～：北見工業技術センター 2階 第2研修室
- 帯広地域：2月24日(月) 14:00～：十勝産業振興センター 2階 会議室
- 函館地域：2月24日(月) 14:00～：北海道立工業技術センター 1階 会議室
- 室蘭地域：2月25日(火) 13:10～：室蘭市中小企業センター 3階 大会議室
- 釧路地域：2月27日(木) 14:00～：釧路工業技術センター 2階 会議室

◆対象：  
技術開発・設備投資を行う中小企業・小規模事業者（ものづくり・商業・サービス分野）、認定支援機関等

◆内容：  
・中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業  
・知的財産関係支援制度（外国出願支援事業、特許料減免制度、知財総合支援窓口サテライト等）  
・生産性向上設備投資促進税制  
・中小企業・小規模事業者支援制度  
・平成26年度北海道の企業向け補助金、融資制度の概要

◆問い合わせ先：経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 TEL：011-709-2311（内線：2587）

※本説明会の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20140207\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20140207_2/index.htm)

## 2013 年度冬季の節電へのご協力のお願い

（北海道経済産業局）

2013 年度冬季の電力需給は、直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、北海道電力管内でも安定供給に最低限必要とされる予備率 3% 以上を確保できる見通しです。他方、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されます。

政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をして参ります。冬の寒さが厳しい北海道において、安定的に電気を供給するため、大変なご迷惑をおかけしますが、以下のとおり節電のご協力をお願い申し上げます。

◆節電をお願いしたい期間・時間・節電目標：

○2010 年度比▲6%以上の数値目標を伴う節電期間

平成 25 年 12 月 9 日(月) ～平成 26 年 3 月 7 日(金) の平日 16:00～21:00

（12 月 30 日(月) ～ 1 月 3 日(金) を除く）

○数値目標を伴わない節電期間

上記の期間・時間帯を除く 平成 25 年 12 月 2 日(月) ～平成 26 年 3 月 31 日(月) の 8:00～21:00

※本件及び関連情報については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/setsuden/index.htm>

### 【参考】

○知っ得！最大使用電力を削減しよう！！“虎の巻”の発行について

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/peak\\_taisaku/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/peak_taisaku/index.htm)

○「節電・省エネ事例“虎の巻”」のご紹介

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/setsuden/index.htm>

○パンフレット「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）北海道電力管内」

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/setsuden/data6.pdf>

○パンフレット「冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様）北海道電力管内」

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/setsuden/data5.pdf>

※上記 2 パンフレットは PDF ファイルが直接開きます。

○省エネのヒントが満載「実践！おうちで省エネ」（平成 25 年度版）の発行について

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/h25ouchi/index.htm>

○“節電・あったかレシピ”のご紹介～寒い冬をあたたく！キッチンで楽しく節電～

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpk/20140128/index.htm>

## 「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について

(北海道経済産業局)

平成 25 年度に経済産業省関連予算により実施される省エネ・新エネ導入支援事業のうち、主たるものについてお知らせします。

<現在募集中の主な導入支援事業>

【事業者向け】

- ◆低温廃熱利用設備の導入（次世代型熱利用設備導入緊急対策事業）
- ◆節電・省エネに関する専門家派遣による無料診断（省エネルギー対策導入促進事業（省エネ診断））

【家庭向け】

- ◆集合住宅向け MEMS の導入（スマートマンション導入加速化推進事業費補助金（MEMS））
- ◆エネファームの導入（民生用燃料電池導入緊急対策費補助金）※事業者も可
- ◆出力 10kW 未満の住宅用太陽光発電の導入（太陽光発電導入支援補助金）

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

## 「消費税転嫁対策室」を設置しました

～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします～

(北海道経済産業局)

平成 26 年 4 月 1 日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、北海道経済産業局では、10 月 2 日より「消費税転嫁対策室」を設置し、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等に関し、お電話で、または直接お会いして御相談いただける体制を整備しました。

また、内閣府においても政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」を開設しております。御相談いただいた方の秘密は厳守しますので、御遠慮なく御相談下さい。

◆北海道経済産業局 消費税転嫁対策室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階）

TEL：011-728-4361（直通）、受付時間：平日 8:30～17:15

◆消費税価格転嫁等総合相談センター（消費税の転嫁及び表示の方法などに関するご相談）

TEL：0570-200-123（専用ダイヤル）、受付時間：平日 9:00～17:00

◆消費税転嫁対策室設置のお知らせ（北海道経済産業局ウェブサイト）

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/tenkataisaku/index.htm>

◆中小企業・小規模事業者向け「消費税転嫁対策パンフレット」の発行について

本パンフレットをご希望の方は、消費税転嫁対策室へお問い合わせください。

また、以下のウェブサイトからダウンロード頂けます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syoughizei.htm>

# 海外おみやげ宅配便のご案内

～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用した「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスを導入いただくことにより、外国人観光客の方に生鮮品を販売し、その方のご自宅等へ宅配することが可能となりますので、ご興味のある方は是非導入をご検討ください。

※平成26年2月25日より、全世界から3億アクセスがあるJNTO（日本政府観光局）のホームページで、海外おみやげ宅配便の導入先を紹介することとなりました。海外おみやげ宅配便を新規に導入された方も、紹介いたします。【JNTOホームページ】<http://www.jnto.go.jp/>

【事業概要】・店頭販売した冷蔵・冷凍品をHOP1サービスを利用して購入者の自国へ配送

【対象者】・台湾、香港、シンガポールからの観光客の方に冷蔵・冷凍品を販売したい方

【輸送費】・HOP1サービス輸送費

香港、台湾 5kg以内・・・7,350円 10kg以内・・・9,450円 15kg以内・・・11,550円

シンガポール 5kg以内・・・11,550円 10kg以内・・・14,700円 15kg以内・・・17,850円

※5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、15kg以内は縦+横+高さ=120cm以内

・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります

・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります

【導入方法】・下記の北海道開発局ホームページよりファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXにてHOP事務局まで申込下さい。後日担当者よりご連絡致します。

なお、「販売マニュアル」につきましても、ご一読下さい。

[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)

【照会先】・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：三岡、佐々木）

# HOP1サービス利用者募集のご案内

## ～軽量・小サイズ品の輸送料金が安くなりました～

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として香港、台湾、シンガポールに向けダンボール1箱単位で冷凍・冷蔵食品を配送する「HOP1サービス」を開始しております。

また、8月からは、輸送料金を5kg以内、10kg以内、15kg以内の3区分に細分化し、5kg以内と10kg以内の区分では、輸送料金が従前よりも安価になりました。

現在、本サービスをご利用される方を幅広く募集しておりますので、申込をご検討ください。

- 【事業概要】
- ・ 冷凍、冷蔵食品をダンボール1箱単位から航空便を利用して配送
  - ・ 面倒な通関、保険付保、産地証明書の取得手続きを代行
  - ・ 現地での代金回収・督促業務（1回まで）を代行

- 【対象者】
- ・ 台湾、香港、シンガポールに食品を配送予定の方

- 【輸送費等】
- ・ HOP1サービス輸送費
- |        |              |                |                |
|--------|--------------|----------------|----------------|
| 香港、台湾  | 5kg以内…5,250円 | 10kg以内…7,350円  | 15kg以内…9,450円  |
| シンガポール | 5kg以内…9,450円 | 10kg以内…12,600円 | 15kg以内…15,750円 |
- ※5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=120cm以内
- ・ HOP1サービス手数料
- 現地販売価格の9%
- ※売買を伴わないサンプル品輸送の場合は現地販売価格の9%の代わりに2,100円を頂戴します
- ・ 台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります
  - ・ シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります

- 【発送時期】
- ・ 毎週火曜日集荷、木曜日現地到着（最短）

- 【申込締切】
- ・ 発送希望日の10営業日前まで

- 【申込方法】
- ・ 下記の北海道開発局ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAXまたはメールにてHOP事務局まで申込下さい
- [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/hop1.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html)

- 【照会先】
- ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：三岡、佐々木）

## 香港・シンガポール向けサンプル輸送事業出品者の募集について

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム」構築に向けた各種取組を進めております。

平成24年9月からは香港の飲食店事業者に食品サンプルを輸送し、北海道産品の海外における評価や輸出の可能性を検討してきました。

その結果、現地の飲食店様より高い評価をいただき、商談成約となった事例も出たことから、今後、本事業を継続的に実施することとし、また、新たにシンガポールへのサンプル輸送事業を開始することとなりました。

つきましては、これから海外との取引を検討されている方、既に海外と取引をされている方を問わず、本事業への参加者を募集致します。

【事業概要】 ・ サンプル品を香港またはシンガポール各20店の飲食店に直接配送  
・ 食材に関する評価アンケートを実施  
・ 現地飲食店との商談取り次ぎ

【対象者】 ・ 今後海外との取引を検討されている方  
・ 既に海外との取引をされている方  
(1品目あたり20サンプルを無償提供いただきます)

【参加費用】 ・ 香港～1品目あたり23,000円(消費税抜き)  
・ シンガポール～1品目あたり35,000円(消費税抜き)  
(シンガポールについては現地での付加価値税が別途7%かかります)

【発送時期】 ・ 毎週火曜日集荷  
(いずれも、10品目の応募に達し次第、上記日程にて発送します)

【募集期間】 ・ 随時公募

【申込方法】 ・ 下記の北海道開発局ホームページより応募用紙をダウンロードし、FAXまたはメールにてご応募下さい

(応募用紙) [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/pd/outline\\_su/240726.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/pd/outline_su/240726.html)

【照会先】 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当: 三岡、佐々木)

※その他、北海道開発局ではダンボール1箱から海外へ冷凍・冷蔵で配送するHOP1サービスも行っております。詳細は以下のホームページにてご確認下さい。

(HOP1サービス) [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/hop1.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html)

# 労働移動支援助成金の拡充案について

(北海道労働局)

【新規】

労働移動支援助成金については、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）において、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）」を進めるとされたことを受け、平成 26 年 2 月 6 日に成立した平成 25 年度補正予算によりその拡充が盛り込まれております。

拡充の具体的な内容は、本年 3 月 1 日より施行するべく、今後労働政策審議会における審議を経た上で必要な省令改正を行い正式に確定していく予定ですが、現時点での拡充案については以下のとおりとなっております。

## 1 再就職支援奨励金

● 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。

● 再就職支援奨励金の拡充案は以下のとおりです。

拡充項目	現行	拡充案
支給対象事業主	中小企業事業主のみ	中小企業事業主のみならず、 中小企業事業主以外の事業主 についても支給
支給段階	再就職実現時のみ	再就職実現時のみならず、 再就職支援委託時 についても支給
支給額 ※【 】内は 45 歳以上の 対象者に係る支給額	委託費用の 2 分の 1 【 3 分の 2 】	(中小企業事業主) 委託費用の 3 分の 2 【 5 分の 4 】 (中小企業事業主以外) 委託費用の 2 分の 1 【 3 分の 2 】 ※委託総額または 60 万円のうち低 い額を上限とする。 ※支給額のうち 10 万円を再就職支 援委託時に支給し、残りを再就 職実現時に支給。
支給対象労働者の再就職 実現までの期間に係る要件 ※【 】内は 45 歳以上の 対象者に係る要件	離職から 2 ヶ月以内 【 5 ヶ月以内 】 に再就職を実現した場合に支 給	離職から 6 ヶ月以内 【 9 ヶ月以内 】 に再就職を実現した場合に支給
再就職支援の一部として訓 練・グループワークの実施を 委託した場合の上乗せ助成	(なし)	(訓練) 月 6 万円 (上限 3 カ月分) を加算 (グループワーク) 3 回以上で 1 万円加算
対象者に求職活動のための 休暇を付与した場合の助成	(なし)	(中小企業事業主以外) 日 4 0 0 0 円 (上限 90 日分) (中小企業事業主) 日 7 0 0 0 円 (上限 90 日分) ※再就職実現時のみ支給。 ※委託の有無に関わらず、この項 目単独でも支給可能。

※以上は要件の概要であり、このほか、訓練の内容・時間、上限対象人員をはじめ各種の要件があります。



- 再就職支援奨励金を受給するためには、事業主が、事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」をハローワークに提出しその認定を受けている必要があります。
- 上記の拡充内容は、「再就職援助計画」を、施行日（平成26年3月1日を予定）以降、離職日までにハローワークに提出した場合に適用になります。
- 民間職業紹介事業者との再就職支援に係る委託契約の締結は、「再就職援助計画」の認定日以降、離職日までの間に行う必要があります。

## 2 受入れ人材育成支援奨励金の創設

- 労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③出向によって受け入れた後に移籍に切り換えるか、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ又はOff-JTとOJT）を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。
- このたび新たに創設され、訓練の実施計画の提出日が施行日以降である場合に適用になります。
- 支給対象者1人あたりの支給額は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額（上限30万円）
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円

※以上は要件の概要であり、このほか、訓練の内容・時間、支給総額上限をはじめ各種の要件があります。

- 対象労働者が雇用されていた事業所と資本関係等からみて密接な関係にある事業所は支給対象外になりますが、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業再編等である場合は、両者の間に密接な関係があっても支給対象となる場合があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html#section03](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html#section03)

## 被災者雇用開発助成金のご案内（北海道労働局）

※平成26年4月1日から対象者の要件が変わります

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

### ◆対象となる労働者

#### 1 被災離職者（次の①から③の全てに該当する方）

- ①震災発生時に、被災地で就業していたこと
- ②震災後により離職を余儀なくされたこと
- ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと

#### 2 被災地求職者（次の①②のいずれにも該当する方）

- ①震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない方（震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含みます。）
- ②震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動を行った方  
（注）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難・準備区域に居住していた方については、平成24年9月30日までに求職活動を行っていなくても助成対象になります。

◆支給額：支給対象期間 1年間

- |           |     |      |   |      |      |
|-----------|-----|------|---|------|------|
| ①短時間労働者以外 | 大企業 | 50万円 | ／ | 中小企業 | 90万円 |
| ②短時間労働者   | 大企業 | 30万円 | ／ | 中小企業 | 60万円 |

平成26年4月1日から対象となる労働者の要件が変わります。

- 前記1の①から③の要件を見たし、かつ、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方  
（イ）震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動を行った方  
（ロ）平成27年3月31日までに雇い入れられた方
- 前記2の方は助成の対象とはなりません。
- 震災発生時に警戒区域、計画的避難区域、緊急避難準備区域等に居住していた方  
（イ）被災離職者は前記1の①から③の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。  
（ロ）被災地求職者は前記2の①の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_hisai.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html)

# 北海道の最低賃金について（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

## 北海道の最低賃金

### 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
<b>北海道最低賃金</b>	時間額 <b>734</b> 25. 10. 18発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

### 産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	産業別最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>791</b> 25. 12. 6発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者</li> </ol>
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>842</b> 25. 12. 1発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> </ol>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>784</b> 25. 12. 11発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> <li>手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者</li> <li>熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者</li> </ol>
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>787</b> 25. 12. 1発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> </ol>

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

**労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で！！**

- ・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）、又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

# 「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について

## （（公財）北海道中小企業総合支援センター）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道からの委託を受け、平成25年12月2日より本道における6次産業化を推進するため、農林漁業者からの個別相談への対応などの支援を行う「北海道6次産業化サポートセンター」を開設しました。

なお、同センターでは、これまで一般社団法人北海道中小企業診断士会が行ってきたサポートセンターは11月末で終了し、同会に対応していた相談案件についても引き継ぎ、支援を行ってまいりますので、どうぞご利用ください。

- 【おもな業務内容】**
- ①農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて6次産業化プランナー等の支援人材を派遣し、事業計画の作成などに対して支援を行う。
  - ②農林漁業者等の課題解決に向けた人材育成研修会を開催する。
  - ③農林漁業者と2次、3次産業事業者とのネットワーク構築に向けた交流会を開催する。

**【相談受付時間】** 9：00～17：30（土・日・休日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

### 【相談窓口】

常設拠点		所在地	連絡先（電話番号）	
北海道6次産業化サポートセンター	本部事務局	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	011-200-0013 担当者：金本・伊藤 加来	
	地域事務局	道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当者：鎌田
		道東支部	〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23十勝産業振興センター内	0155-38-8850 担当者：紅葉
				(釧路駐在) 080-6087-5123 担当者：大森
道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当者：野村・若狭		

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG 技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴) ・ホクレン職員時代に新作物の栽培方法やマーケティング分野に携わる。平成23年度に独立し、6次産業化プランナーとしても活動。商品開発などで指導実績を持つ。 (資格等) 技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
-------------------------	--

森下浩税理士事務所 代表 森下 浩	(業務経歴) ・日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。平成 24 年に独立後は税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を持つ。 (資格等) 税理士、農業経営アドバイザー ほか
佐藤 敏雄	(業務経歴) ・乳業メーカーの専務時代に同社の立て直しを先導。同社退職後は食クラスター連携協議体等で食品製造を中心にコーディネート業務を実施し、(公財)北海道科学技術総合振興センターにてビジネスコーディネータを務める。 (資格等) 衛生管理者、6次産業化プランナー
ブルームプラン 代表 国仙 悟志	(業務経歴) ・地方の大手百貨店で販売促進、経営企画部門に従事後、石油販売会社に勤務。独立後、小売業・サービス業等に関するマーケティングを中心にコンサルティングを実施。 ・平成 24 年度に北海道 6 次産業化サポートセンター企画推進員を務める。 (資格等) 中小企業診断士、6次産業化プランナー

※本件についてのお問合せ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部 金本、伊藤、加来 電話 011-200-0013  
北海道農政食品政策課6次産業化推進グループ 磯部、森本 電話 011-204-5432

## 『マーケティングアドバイザー』について（北海道）

- ◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。
- ◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。
- ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。
- ◆費用負担：アドバイスを受けること自体は**無料**です。  
ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、**東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担**となります。  
また、アドバイザーに**自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担**となります。なお、文書や電話、FAX やメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。
- ◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中小企業者等
- ◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ  
Tel：011-204-5766（担当：阿部、小椋）

## 食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用いただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

### ◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

### ◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階  
北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

### ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

## 『食の磨き上げ職人』について（北海道）

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。

ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。

なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

- ◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ  
Tel：011-204-5766（担当：重岡、阿部）

## 『あじ研北海道』について（北海道）

### ◆～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。ぜひご覧ください。

#### ■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

#### ■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター  
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター  
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター  
北海道立工業技術センター  
北海道大学 産学連携本部 ほか

■URL：<http://www.ajiken-h.jp>

#### ■問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ（TEL011-204-5312）

## 海外事務所の活用について (北海道)

海外へのビジネス展開を目指す道内企業関係者を支援するために、道では、ロシア極東地域（サハリン州ユジノサハリンスク市）、中国・上海市に事務所を設置し、北京市に連絡先を設けています。

また、北東北3県と合同で韓国・ソウル市にも事務所を設置しています。

### ◆北海道サハリン事務所

◇支援内容：北海道とロシア連邦極東地域との友好及び経済交流の促進を図るため、現地情報の収集及び道内企業等への情報提供や各種交流事業の仲介などの支援等を行っています。

◇詳細 URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/russia/russia/r-yuzhno/jimusho\\_index.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/russia/russia/r-yuzhno/jimusho_index.htm)

◇所在地：サハリン州ユジノサハリンスク市レーニン通り 234 (TEL:+7-4242-72-74-64)

### ◆北海道上海事務所

◇支援内容：中国における情報収集や発信、様々な分野の関係者とのネットワーク構築を進め、北海道と中国との経済交流拡大を行っています。

◇詳細 URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/shanghaioffice.htm>

◇所在地：上海市延安西路 2201 上海国際貿易中心大廈 1601 号 (TEL:+86-21-6210-9306)  
(北京連絡先) 北京市朝陽区建国門外大街甲 26 号 (TEL+86-10-6513-9850)

### ◆北東北三県・北海道ソウル事務所

◇支援内容：韓国からの観光客誘致を推進するとともに、物産の販路拡大、文化交流その他の人的交流の促進事業等を展開しています。

◇詳細 URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/trading/base/korea/korea.htm>

◇所在地：ソウル特別市中区南大門路 2 街 118 番地 韓進ビル本館 703  
(TEL: +82-2-771-6191/2)

### <お問い合わせ先：北海道庁経済部国際経済室>

サハリン事務所について

ロシアグループ：TEL:011-204-5343

上海事務所、ソウル事務所について

貿易グループ：TEL:011-204-5342

## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について (北海道)



海外では、産地や原料が北海道と無関係であるにもかかわらず、「北海道」などと表示された商品の流通が散見されています。

そこで、北海道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成しています。

現在、香港、台湾、中国、韓国で商標登録していますので、これらの国々に食品を輸出されている企業の皆様、ぜひシンボルマークをご活用ください。

(現在、シンガポール、ベトナムでの商標登録に向けて、出願申請中です。)



- ◆ ご利用いただける例
  - 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
    - ① 北海道内で生産された農林水産物
    - ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
      - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの。
      - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの。
  - 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合
- ◆ シンボルマークを使用いただく場合
  - ・ シンボルマークの使用に関する管理運営は、「北海道国際ビジネスセンター」が行います。ご利用を希望される場合は、同センターまでお問い合わせください。
  - ・ シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など表示に係る経費は、使用者の負担となります。
- ◆ ご使用にあたっての注意事項
  - ・ シンボルマークの使用基準の詳細については「北海道国際ビジネスセンター」にご確認ください。
  - ・ シンボルマークは、北海道に無断で使用又は印刷することはできません。
  - ・ 道が主催する海外イベント等で使用する場合は、シンボルマークのシールを無償提供することができます。詳細は「北海道国際ビジネスセンター」にご確認ください。
- ◆ 申請先
 

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 北海道国際ビジネスセンター  
 TEL：011-251-2700 FAX：011-251-2629  
<http://www.dousanhin.com/hibc/>
- ◆ お問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 国際経済室 企画・投資グループ  
 TEL：011-204-5339（担当：今井）

## 原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

（北海道）

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

【対象者】 観光業・輸出等の道内事業者

【相談対応者】 道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

【相談内容】 ・東京電力への損害賠償申請に関すること  
 ・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

【参加費】 無料

【日程・会場】 [相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]

○事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合

・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。

（ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）

○単独での相談会参加を希望する場合

・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市

・会場：後日、個別にお知らせします。

（各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。）

【参考事項】

○東京電力が示している「観光業」の対象業種

宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、  
 観光地での飲食業・小売業

【注意事項】 本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。

※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

【申込・問い合わせ先】 北海道経済部 観光局 観光戦略グループ（塚本、向平）

TEL : 011-204-5302 FAX : 011-232-4120

## 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について

（北海道労働局・北海道）

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、「北海道ビジネスサポート・ハローワーク（北海道労働局設置）」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- (1) 所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）  
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30（土日祝日を除く）
- (3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
  - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
  - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

### ◆お問い合わせ先：

・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話 011-200-1622

[http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話 011-204-5353

## 「地域雇用開発奨励金」に係る戦略産業雇用創造プロジェクト 参加事業主に対する特例について

（北海道）

「戦略産業雇用創造プロジェクト」とは、雇用情勢の厳しい都道府県が提案する産業政策と一体となった雇用創造効果の高いプランを厚生労働省がコンテスト方式で選定するもので、北海道は平成25年度に採択され、プロジェクト事業を実施しています。

プロジェクト事業を運営する北海道産業雇用創造協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が道内に居住する求職者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れる場合、地域雇用開発奨励金の対象となるとともに、第1回目の支給等に対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給されます。

【計画期間】平成25年7月23日～平成28年3月31日

【対象地域】道内全域

【指定業種】次のとおり

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業、木材・木製品製造業（家具を除く）倉庫業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、一部の飲食店。

◆問い合わせ先◆

北海道産業雇用創造協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：成田・江口）  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）  
TEL:011-231-4111（内線26-766） FAX:011-232-1038  
【HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

## 『両立支援促進・就業環境改善アドバイザー』の派遣について

（北海道）

北海道では、仕事と家庭の両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

◆派遣の対象となる事業所

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる 職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
- (4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

◆アドバイザーの派遣

1申請者につき、年度内原則2回まで（セミナー等の講師の派遣は、1申請者につき1回限り）

◆募集期間及び募集数

- ・募集期間：平成25年7月1日（月）～（予定企業が集まり次第、募集を終了します）
- ・募集数：15企業（先着順）

◆アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザーに係る費用は道で負担します。）

※ 募集期間、申し込み方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ 電話011-204-5354

## 労働相談のご案内

（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）

◆受付時間 平日の正午から午後8時まで

◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。〔受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで〕

◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

## 『自動車関連産業人材育成事業』について（北海道）

- ◆概要：道では、自動車関連産業への参入や取引拡大を図るため、地場企業が行う人材育成をお手伝いしています。地場企業の研修ニーズを把握し、研修カリキュラムを作成、産業支援機関等の調整を行い研修を実施します。
- ◆対象：自動車関連産業への参入・取引拡大を目指す地場企業の従業員（在職者）
- ◆実施場所：高等技術専門学院又は事業所等で行います。
- ◆講習時間数：1研修当たり12時間以上（4日×3時間、標準）
- ◆定員：5人以上（1社でも可）
- ◆受講料：一人当たり1万円（テキスト代、資材費等含む）
- ◆研修内容

研修分野	内 容
全 般	品質管理 / QC活動等
機械系	機械加工分野 / 汎用機械等、機械設計 / CAD応用技術、測定分野 / 各種測定法等、機械保全分野等
金属系	各種溶接技法 / ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接等
電機系	電気工学基礎 / 電気理論、関連法規 / 制御系分野 / PLC（シーケンス制御）、電気保全分野等

- ◆お問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材グループ  
Tel : 011-204-5098（担当：中村、吉方）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jidoshyajinzai.pdf>

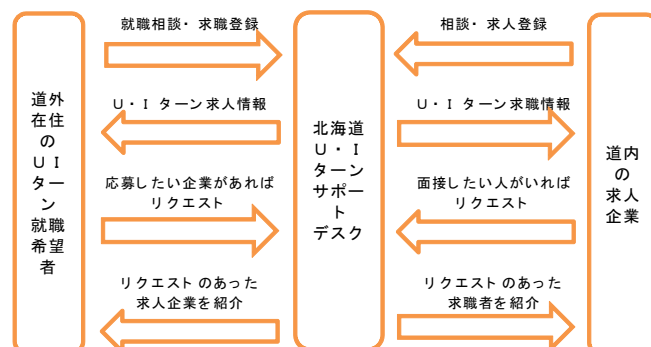
## 企業が必要とする人材を探しませんか（北海道）

（U・Iターンサポートデスク）

【新規】

- ◆概要：道では、企業の発展に必要な人材を確保するため、道外在住の高度技術者等の求職情報の提供などを行っています。
- ◆対象者：道内の事業所で採用を予定している求人企業等
- ◆情報の閲覧：求人登録すると道外在住のU・Iターン求職者の資格等の情報が閲覧できます。面接したい求職者がいたら、U・Iターンサポートデスクにご連絡ください。求職者に確認の上、ご紹介（無料）します。
- ◆登録方法：登録はインターネットから直接入力できます。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm>
- ◆情報の提供：道外在住の高度技術者等に登録企業の求人情報を提供します。

- ◆登録・相談・リクエストの申込み先：  
北海道U・Iターンサポートデスク  
（道庁経済部人材育成課内）  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL 011-251-3896 FAX 011-232-1044  
Email [jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp)



## 道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の訓練生 (平成26年4月入校) 追加募集について (北海道)

◆若年者や求職者のための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校では、若年者や求職者の方を対象に1～2年の職業訓練を実施しています。

平成26年4月から開始する訓練で、定員に満たない科目については、訓練生の追加募集を行います。

※ 求職者の方は、ハローワークの受講あっせんが必要となります。

募集する訓練科目や募集人数などの詳細につきましては各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校にお問い合わせください。

お問い合わせ先

施設	電話番号	
札幌高等技術専門学院	011-781-5541	詳しくは、各高等技術専門学院又は障害者職業能力開発校にお問い合わせください。 なお、北海道障害者職業能力開発校では、平成26年度入校希望者を対象に障がいの程度や能力に応じた訓練科が選択できるよう、入校前適性相談を行っています。  ※稚内分校では、旭川学院の応募受付を行っています。
函館高等技術専門学院	0138-47-1121	
旭川高等技術専門学院	0166-65-6667	
旭川高等技術専門学院 稚内分校※	0162-33-2636	
北見高等技術専門学院	0157-24-8024	
室蘭高等技術専門学院	0143-44-3522	
苫小牧高等技術専門学院	0144-55-7007	
帯広高等技術専門学院	0155-37-2319	
釧路高等技術専門学院	0154-57-8011	
北海道障害者職業能力開発校	0125-52-2774	

## 能力開発セミナー (3月開講予定) のご案内 (北海道)

◆在職労働者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練(能力開発セミナー)を実施しています。

受講料は無料です(テキスト代等の実費負担有り)。

訓練の詳細等は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜	日数	時間			
旭川高等技術専門学院 0166-62-6667	システム制御科	ロボット制御法	旭川市	○		○		H26.3.19	H26.3.20	2	14	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	ビジネスマナー科	接客・接遇・マナー	稚内市		○		○	H26.3.11	H26.3.20	6	12	10

## 「休日中小企業経営・金融相談」のご案内（北海道） 【新規】

道では、4月からの消費税率引き上げを控え、中小企業の皆様からの資金調達に関する相談にきめ細かく対応するため、3月及び4月は土・日曜、祝日も相談に対応します。

- ◆実施場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内（道庁本庁舎8階）
- ◆実施日時：3月1日（土）～4月29日（火）までの土・日・祝日 午前9時から午後3時まで
- ◆電話番号：011-204-5346

## 中小企業緊急経営相談窓口のご案内（北海道）

道では、中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、地域の中小企業の経営力の強化を図るため、道内7ヶ所に「中小企業緊急経営相談窓口」を開設しています。（平成26年2月末まで）

経営相談を行う経営サポーターや専門家である経営改善コーディネーターが、地域の金融機関などの関係機関と連携し、経営上のアドバイスや経営改善計画の策定支援など、経営改善・事業再生に向けたサポートを行います。

- ◎経営状況に不安や心配をお持ちの経営者の方は、お気軽に下記の機関までご相談ください。
- ◎相談費用は無料です。
- ◎相談企業の秘密は厳守します。

### ■相談窓口開設場所 [開設時間 9:00～17:00 / 土日祝祭日を除く]

窓口開設機関名	住所	電話番号	対象地域
(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階	011-232-2001	石狩・空知・後志地域
(公財)室蘭テクノセンター	室蘭市東町4丁目28-1	0143-45-1188	胆振・日高地域
(公財)函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379	0138-34-2600	渡島・檜山地域
(一財)旭川産業創造プラザ	旭川市緑が丘東1条3丁目1-6	0166-68-2820	上川・留萌・宗谷地域
(一社)北見工業技術センター運営協会	北見市東三輪5丁目1-4	0157-31-2705	オホーツク地域
(公財)とかち財団	帯広市西22条北2丁目23-9	0155-38-8850	十勝地域
(公財)釧路根室圏産業技術振興センター	釧路市鳥取南7丁目2-23	0154-55-5121	釧路・根室地域

- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ (TEL 011-204-5331)

## 経済環境の変化に対応する資金のご案内（北海道）

原油・原材料価格の高騰や電気料金の値上げなど、道内中小企業者を取り巻く厳しい経済環境に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次のようなメニューを用意し、中小企業者の資金繰りを支援しています。

	セーフティネット貸付	景気変動対策特別貸付	原料等高騰対策特別貸付
融資対象	(1) 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により経営に影響を受けた中小企業者等 (3) 経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等	(1) 最近3か月の生産高（売上高）が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (2) 最近3か月の生産高（売上高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の生産高（売上高）が前々年度の生産高（売上高）に比べ減少しているもの (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの	(1) 原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加しているもの (2) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	運転資金	事業資金 (運転・設備資金)	(1) 運転資金 (2) 設備資金
融資金額	1億円以内	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%  《変動金利》 年1.3% 融資期間が3年を超える 取扱いの場合に限る	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0%  《変動金利》 年1.4% 融資期間が3年を超える 取扱いの場合に限る	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%  《変動金利》 年1.3% 融資期間が3年を超える 取扱いの場合に限る

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 経営力強化貸付のご案内 (北海道)

道では、中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、経営力強化貸付の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「経営力強化貸付」
- ◆融資対象者：認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者  
※認定経営革新等支援機関とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を有する金融機関、税理士、公認会計士等で国の認定を受けた者をいいます。
- ◆資金用途：事業資金（保証付き道制度融資の借換に要する資金を含む）
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内(据置期間はすべて1年以内)
- ◆融資利率：〈固定金利〉5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%  
〈変動金利〉年1.3%(融資期間3年超に限る)
- ◆信用保証：すべて信用保証協会の保証付きとする。
- ◆保証料率：〈責任共有対象〉年0.40%～1.57%  
〈責任共有対象外〉年0.45%～1.80%
- ◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/keieiryoku.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 成長分野向け融資制度のご案内 (北海道)

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：ステップアップ貸付(成長分野)  
事業革新貸付(成長分野)
- ◆融資対象者：ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等
  - ・事業拡張による事業規模の拡大
  - ・情報化への取組
  - ・設備の近代化による経営の効率化 など事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など

「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など

「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など

「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・エネルギー産業の振興に資する事業、環境・エネルギー産業の誘致推進に資する事業 など



- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課、  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）  
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）  
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内  
季節労働者の方 120万円以内  
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所